

医療機関版

NEWS LETTER

2022年11月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7イマス浜田ビル3階
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

Topic

オンライン資格確認の義務化に向けて

来年4月からオンライン資格確認が原則義務となります。これまで導入が遅れていた医科・歯科診療所も、8月に加算の見直しと補助の拡充が決定されて以降、動きが一気に加速しています。現状の評価・補助について整理します。



新加算+補助の拡充で、導入を後押し

原則義務化に伴い、診療報酬の評価が変更されました。これまでは導入した医療機関等を優遇する評価でしたが、導入自体が原則となるため、これが廃止され10月からは、患者のマイナ保険証利用を促進する評価（利用しない場合に患者負担が大きくなる評価）に一新されています（表1）。

導入のためのシステム改修等費用の補助も、

期間限定で手厚くなりました（表2）。12月までに顔認証付きカードリーダー（無償提供）を申し込み、来年2月末までにシステム事業者と契約を締結した場合が対象です。

手続きや調整も多く、年度末までの導入は厳しいスケジュールとなります。一日も早く準備を開始されることをお勧めします。

参考：オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト
<https://www.iryohokenjyoho-portal.site.jp/>

■ 表1 加算と新加算の比較

	マイナ保険証を……	旧加算	新加算
		電子的保健医療情報活用加算	医療情報・システム基盤整備体制充実加算
医科 歯科	利用する場合	7点(初診)/4点(再診)	2点(初診時)
	利用しない場合	3点(初診時)	4点(初診時)
調剤	利用する場合	3点(月1回)	1点(6月に1回)
	利用しない場合	1点(3月に1回)	3点(6月に1回)

■ 表2 顔認証付きカードリーダーを申し込んだ施設に対する補助の拡充の概要

顔認証付きカードリーダーの申込時期	病院			診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
	顔認証付きカードリーダーを1台導入	2台導入	3台導入	
①2022年6月6日まで*	上限105万円 1/2を補助	上限100.1万円 1/2を補助	上限95.1万円 1/2を補助	上限32.1万円 3/4を補助
②2022年6月7日以降	上限210.1万円 1/2を補助	上限200.2万円 1/2を補助	上限190.3万円 1/2を補助	上限42.9万円 実費補助

*①の場合も、2023年1月末までに運用開始した場合は、②との差額について別途補助を受けられます（交付済みの施設を除く）。

医療法人 1 法人あたりの交際費等支出額の推移

ここでは、今年5月に発表された国税庁の「会社標本調査^{*}」の最新版などから、直近3年度分の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移をご紹介します。

利益計上法人は200万円を割り込む

上記調査結果などから、直近3年度分の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額をまとめると、右表のとおりです。

利益計上法人の資本金階級計は200万円台で推移していましたが、2020年度分では181.2万円と、200万円を割り込みました。なお、3年間の平均は205.7万円で、まだ200万円台が続いています。

2020年度分の結果では、1億円以下計も資本金階級計と同様に200万円を割り込みました。また、いずれの階級も前年度分を下回っています。

欠損法人は減少が続く

欠損法人の交際費等支出額をみると、資本金階級計は2020年度分が133.4万円で、2年連続の減少となりました。3年間の平均は150.8万円で、利益計上法人よりも50万円程度少なくなっています。

2020年度分の結果では、100万円超の階級で直近3年間では初めて100万円を割り込みました。また、すべての階級で利益計上法人と同様に、交際費等支出額が減少しました。欠損法人の場合、2019年度分でもほとんどの階級で2018年度分から減少しています。

医療法人の交際費等支出額は、コロナ禍で減少していることがうかがえます。

医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移(千円)

利益計上法人				
資本金階級	2018年度分	2019年度分	2020年度分	平均
100万円以下	2,085	2,093	1,754	1,977
100万円超	1,617	1,781	1,384	1,594
200万円超	1,965	2,015	1,689	1,890
500万円超	1,932	1,961	1,682	1,859
1,000万円超	2,139	2,203	1,822	2,055
2,000万円超	2,663	2,651	2,179	2,498
5,000万円超	3,948	3,786	2,750	3,495
1億円以下計	2,141	2,158	1,798	2,032
1億円超	4,497	4,406	2,957	3,953
10億円超	6,000	9,000	2,500	5,833
1億円超計	4,510	4,448	2,950	3,969
(再掲)1億円未満	2,137	2,155	1,795	2,029
(再掲)1億円以上	4,616	4,494	3,035	4,048
計	2,173	2,186	1,812	2,057

欠損法人				
資本金階級	2018年度分	2019年度分	2020年度分	平均
100万円以下	1,832	1,856	1,471	1,719
100万円超	1,327	1,231	965	1,174
200万円超	1,479	1,325	1,154	1,319
500万円超	1,436	1,431	1,240	1,369
1,000万円超	1,497	1,476	1,277	1,417
2,000万円超	1,802	1,719	1,470	1,663
5,000万円超	2,401	2,288	1,800	2,163
1億円以下計	1,603	1,569	1,330	1,501
1億円超	3,306	2,818	2,170	2,764
10億円超	9,667	5,667	1,000	5,444
1億円超計	3,433	2,864	2,148	2,815
(再掲)1億円未満	1,601	1,568	1,330	1,500
(再掲)1億円以上	3,348	2,843	2,031	2,741
計	1,613	1,577	1,334	1,508

国税庁「会社標本調査」より作成

※国税庁「会社標本調査」

内国普通法人（休業、清算中の法人や一般社団・財団法人及び特殊な法人を除く）を対象に、4月1日から翌年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、翌年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon/toukei.htm#kekka>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『今だからこそ確認しておきたい社会保険の加入要件』



職員数 55 人の医院です。雇用契約書で週の所定労働時間を 25 時間と定めているパート職員がいますが、人手が不足しているため、契約の労働時間や労働日数より多めにシフトに入ってもらっています。週 5 日、週 30 時間程度になりますが、社会保険について配偶者の扶養のままとしておいて大丈夫でしょうか？



現状の職員数を前提とすれば、1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が正職員の 4 分の 3 以上のパート職員については、社会保険に加入させなければなりません。加入は、雇用契約書等で定める所定労働時間および所定労働日数により判断しますが、今回のように、実態として加入要件を満たす状況が長く続くときについても、社会保険に加入させなければなりません。

詳細解説：

1. 社会保険の加入要件

現状では、1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が正職員の 4 分の 3 以上であるパート職員は、社会保険の被保険者となります。この判断は、原則として就業規則や雇用契約書等で定めた所定労働時間および所定労働日数をもとに行います。



今回のように、雇用契約書では社会保険の加入要件を満たさないパート職員が、業務の都合等により加入要件を 2 ヶ月以上連続して超えた場合で、引き続き同様の状態が続いているまたは続くことが見込まれるときは、加入要件を満たした月の 3 ヶ月目の初日に社会保険に加入しなければなりません。

2. パート職員等の社会保険加入要件の変更

法律改正に伴い、2022 年 10 月 1 日から職員数 101 人以上の医院では、次の 4 つのすべての要件を満たすパート職員については、社会保険の被保険者となります。

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上
- ② 雇用期間が 2 ヶ月を超えて見込まれること
- ③ 月額賃金が 8.8 万円以上
- ④ 学生ではないこと

さらに、2024 年 10 月からは、職員数 51 人以上の医院も、現状の要件（1. の加入要件）からこの要件へ変わります。

なお、社会保険の加入対象となる職員数 101 人以上または 51 人以上の基準は、厚生年金保険の被保険者数（原則として、正職員数と、週の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が 4 分の 3 以上であるパート職員数の合計）で判断します。

年収 130 万円未満であることが社会保険の被扶養者となる要件の一つですが、この範囲内のパート職員でも社会保険の加入要件を満たしていれば、被扶養者から外れ自身で社会保険に加入しなければなりません。パート職員が被扶養者としての勤務を希望している場合は、労働時間や労働日数について、本人と話し合っておきましょう。

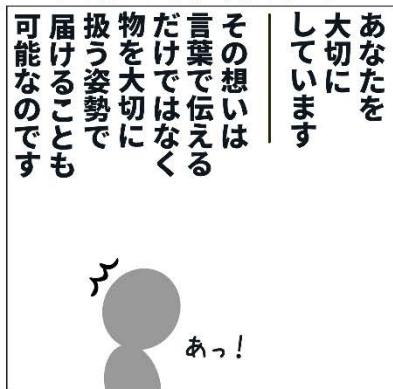
事例で学ぶ 4コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『姿から届く優しさ』



姿から届く優しさ



ワンポイントアドバイス

一般企業では、名刺の取扱いをする際、「名刺は、その人の分身である」という考え方をします。

このため、名刺を大切に取扱う姿は、相手を大切にしている印象を届けます。

一方、名刺を乱雑に扱う姿は、相手を尊重していない横柄な印象を届けてしまいます。

医療機関では、名刺を取扱う機会は一般企業に比べて少ないかもしれませんが、**患者様への想いは医療スタッフの姿から分かる**こともあります。

今回の事例では、アイさんは本棚に戻すことを忘れられていた本を見つけ、戻すついでに乱れた本棚の本を整頓しているようです。

そして、そのアイさんの一連の行動を患者様はちゃんと見ていたようですね。

もし、アイさんが本を片づけなかったり、もしくは乱雑にしまっていたりしたならば、最後の患者様の言葉は聞くことができなかつたかもしれません。

このように、スタッフの姿を患者様は見ているのです。スタッフの優しい姿は、必ず周りによい影響を与えることができるでしょう。

これはとても素敵なことです。ぜひ、実践してみてください。